

## 伊賀市共同募金委員会助成事業

### 緊急食料等提供事業 実施要項

#### (目的)

第1条 この事業は、社会福祉法人三重県共同募金会伊賀市共同募金委員会助成配分規程に基づき、市内に居住している低所得者等が、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に食料等の生活に必要な現物（以下「食料等」という）を提供することと、生活福祉資金貸付け希望者に対しての証明書（印鑑証明・住民票）の助成について、利用世帯の自立を促し、社会の一員として円滑な社会生活が送れるよう、支援する。

#### (窓口運営主体)

第2条 この事業は、社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会（以下「社協」という）が、この要項により運営する。

#### (対象者要件)

第3条 この事業の対象となる世帯は、下記のいずれかに該当する者とする。

- ①市内に在住しており、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難で、所持金がない世帯。
- ②在住する地域の担当民生委員が必要と認めた世帯。
- ③その他、特に必要と認めた世帯。

#### (申込手続)

第4条 この事業で食料提供等の申し込みを行う者は、申込書（様式第1号）・証明書助成については、（様式第2号）に必要な事項を記入の上、必要書類を添え、申し込むものとする。

2. この申し込みに必要な書類は、次のとおりとする。

- ①提供申込書（様式第1号）
- ②身分を証明できる書類等（免許証・健康保険証・郵便物など）
- ③その他、必要に応じ求める書類

#### (食料等の提供内容)

第5条 提供する食料等については、別表1のとおりとする。

#### (提供の決定)

第6条 提供の決定は、伊賀市社会福祉協議会規程に基づき、随時行うものとする。

#### (その他)

第7条 この要項に定めるものの他、必要な事項は随時委員会で協議する。

#### 附則

この要項は、平成21年3月1日から施行する。

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

この要項は、平成30年6月21日から施行する。

この要項は、令和2年2月17日から施行する。

## 別表 1

## 食料等の提供内容

	内 容	提 供 数
①	粉ミルク・離乳食等の食料 (一人につき2日から3日分)	1セットあたり 2,000円以内×世帯構成員数
②	紙おむつ類 (一人につき2日から3日分)	1セットあたり 1,500円以内×世帯構成員数
③	①②以外で必要と認められるもの *世情を勘案し決定	1セットあたり 2,000円以内×世帯構成員数
④	住民票・印鑑証明	各1通

(様式第1号)

## 緊急食料等提供事業 申込書

申込受付日付		年 月 日	担当民生委員		
申込 人	(ふりがな) 氏 名	①	男・女	生年月日	年 月 日 ( 歳)
	住 所	三重県伊賀市			
	電 話		携帯電話		
	職 業	(勤務先名称) 【月収】			
	勤務先住所	【電話】 ( )			
家族 構 成	氏 名	続柄	年齢	職業	備考
		本人			
必要とする食料等 (必要セット数・商品名を記入)		標準セット ( セット)		乳幼児の食料 (商品名: )	
		乳幼児用紙おむつ ( セット (サイズ: )		大人用紙おむつ ( セット (サイズ: )	
提供を必要とする理由等					
◎上記のとおり、緊急食料等提供事業を申し込みます。					
年 月 日					
申 込 人 _____ 印					
社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会長 様					

(様式第2号)

## 緊急給付金提供事業申請書

申込受付日付	年 月 日	担当民生委員				
申請者	(ふりがな) 氏名	Ⓜ 男・女	生年月日 年 月 日 ( 歳)			
	住所	三重県伊賀市				
	電話	0595 - -	携帯電話 - -			
対象事由	1	生活福祉資金貸付事業申請に係る公共証明書類の取得手数料				
	2	就労活動等における企業・支援機等へ公共交通機関を利用できない場合の自家用車・バイクの燃料費、又は送迎サービス等の利用料				
	3	その他 _____				
給付額	円					
※ 交通費の申請の方のみご記入ください。						
行程	活動日	起点(自宅又は支援機関等)	目的地(支援機関等)	終点(自宅又は支援機関等)	内容	金額
	/					
備考	◎ 私は、上記の事由により発生した費用の給付について上記のとおり申請いたします。また、不正利用と認められた場合には、速やかに当該助成金を返還することを誓約いたします。 年 月 日 申 込 人 _____ Ⓜ 社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会長 様					